

議案第8号

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の
一部改正について

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年3月3日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、海部南部水道企業団給水区域内における農業集落排水処理施設等の使用料に関する事務の一部を海部南部水道企業団へ委託することに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第14条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前3項の使用料（海部南部水道企業団給水区域内の使用料に限る。）の徴収に係る事務手続については、海部南部水道企業団規約（昭和42年海部南部水道企業団規約第1号）第3条第2号の規定により事務を委任する海部南部水道企業団下水道等使用料徴収条例施行規則（平成21年海部南部水道企業団規則第4号）において定めるところによる。

附 則

この条例は、令和5年6月1日から施行する。